

議案第 67 号

平成 29 年度守谷市水道事業会計利益の処分

平成 29 年度守谷市水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 30 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
67号	1

平成29年度 守谷市水道事業会計剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,606,754,108	399,161,880	288,600,205
議会の議決による処分数額	124,511,285	0	△ 124,511,285
資本金への組入れ	124,511,285	0	△ 124,511,285
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	3,731,265,393	399,161,880	(繰越利益剰余金) 164,088,920

(注) 1 この計算書における△標記は、減少、損失又は欠損を表す。

提案理由（議案第67号・議案第68号）

提案の理由を申し上げます。

平成29年度守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計に係る利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
67号・68号	3